

第5 構造類型

特定共同住宅等の構造類型は、構造類型告示の規定によるほか、次によること。

1 二方向避難型特定共同住宅等

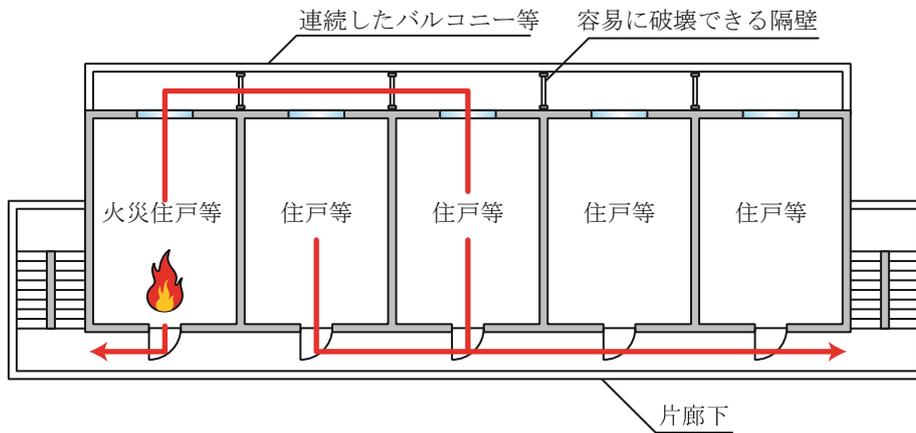
構造類型告示第3に規定する二方向避難型特定共同住宅等の判断基準は、次によること。

(1) 二方向避難の判断基準

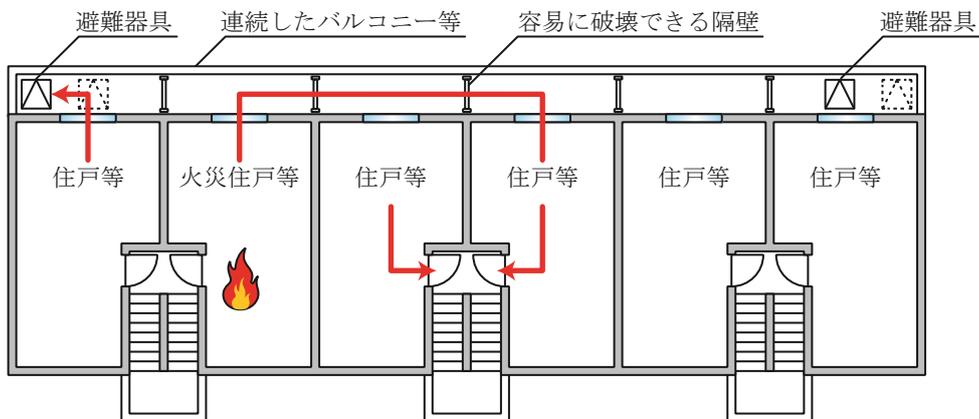
二方向避難とは、すべての住戸等（住戸、共用室及び管理人室に限る。以下この項において同じ。）から避難階又は地上に通ずる安全な避難のための経路を2以上確保することにより、出火場所がどこであっても、それぞれ一の経路は安全に利用できる避難の状態をいう。

この場合、避難経路に火災住戸等内の間取りを考慮する必要はなく、また、連続したバルコニー等を經由する場合は、1住戸等以上隔てた住戸等内を經由する原則により、判定するものであること。（第5-1図参照）

（廊下型特定共同住宅等（連続したバルコニー等及び両端に2の階段がある場合）の例）



（階段室型特定共同住宅等（連続したバルコニー等及び両端に避難器具等がある場合）の例）



避難経路：→

第5-1図

(2) 避難上有効なバルコニー

構造類型告示第3第1号に規定する「避難上有効なバルコニー」とは、次のアからオまでのすべてに適合するものであること。

ア バルコニー等は、直接外気に開放され、バルコニー等に面する住戸等の外壁に設ける開口部は、構造類型告示第3第2号(3)の規定の例により、設けられていること。

イ 避難上支障のない幅員（60 cm以上）及び手すりその他の転落防止のための措置を講じたものであること。（第5-2図参照）

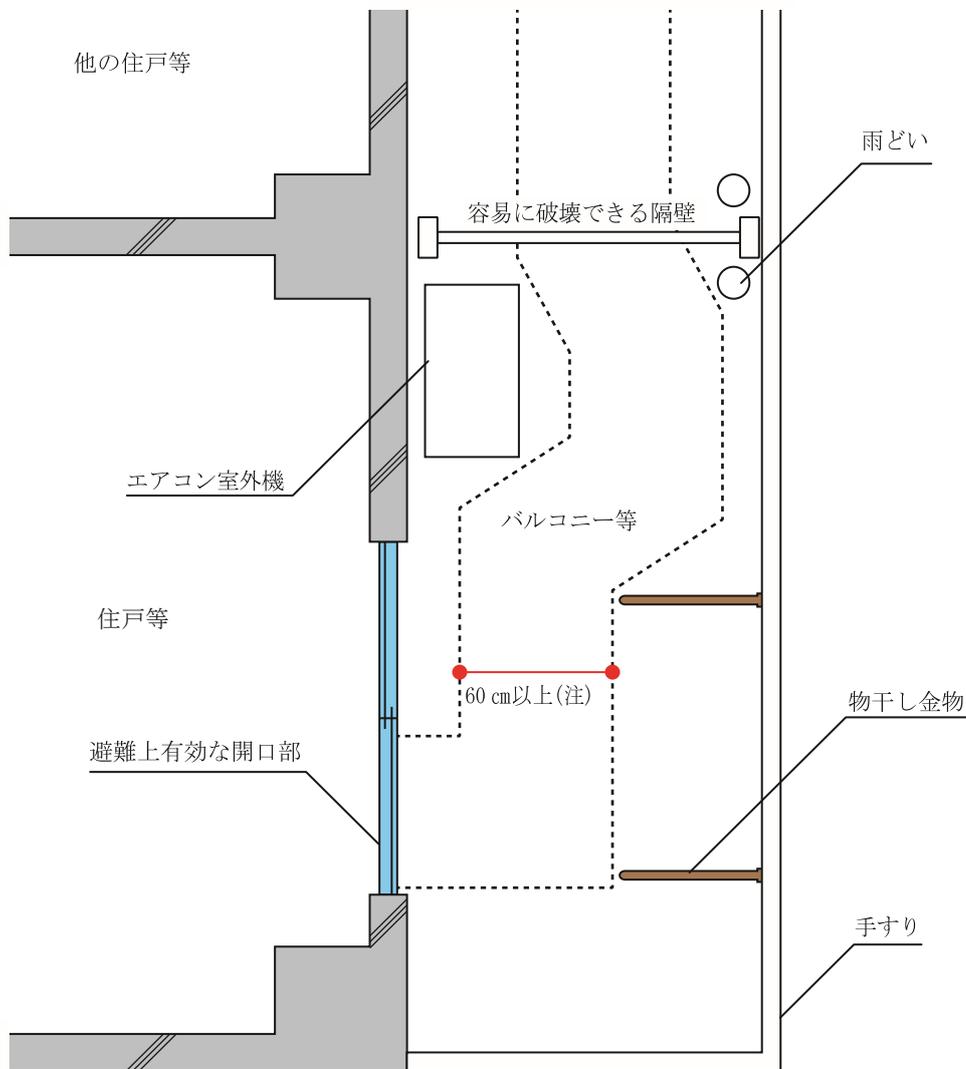
なお、車いす利用者等の避難を考慮した場合、80 cm以上の幅員を有していることが望ましいものであること。▲

ウ 他の住戸等の避難上有効なバルコニー又は階段室等に接続していること。

なお、他の住戸等の避難上有効なバルコニーが隔壁等によって隔てられている場合は、構造類型告示第3第2号(4)の規定の例によるほか、(6)で定める例により設けること。

エ バルコニー等の面積は、2㎡以上とし、奥行き寸法は75 cm以上であること。

オ バルコニー等の床は、構造耐力上安全なものとする。



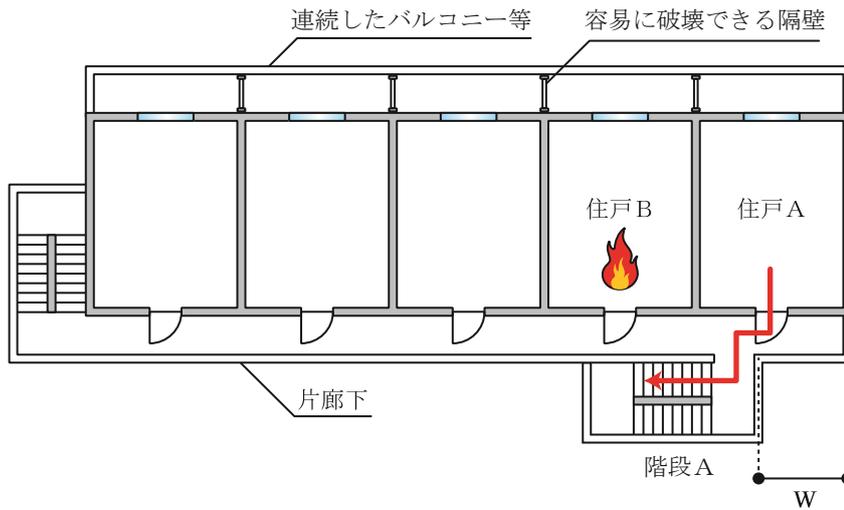
(注) 車いす利用者の避難を考慮した場合は、80 cm以上

第5-2図

(3) 廊下型特定共同住宅等の階段室等の位置

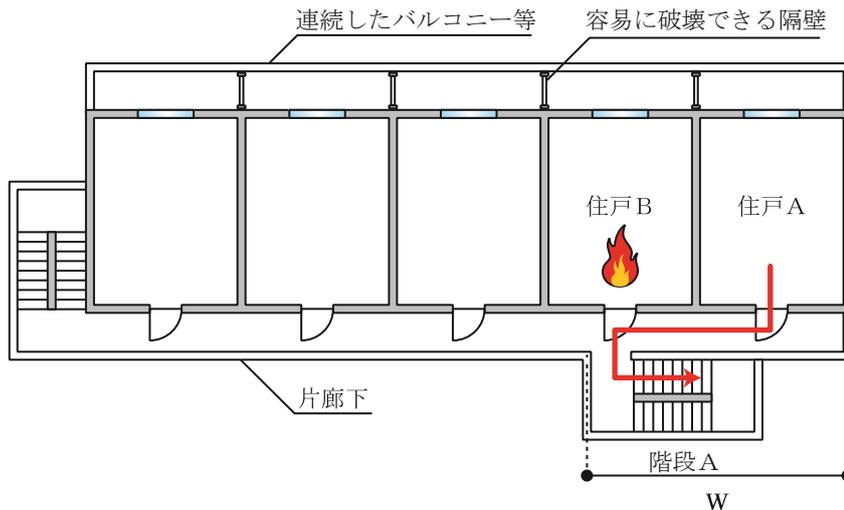
構造類型告示第3第2号(1)に規定する「階段室等は、廊下の端部又は廊下の端部に接する住戸等の主たる出入口に面している」とは、階段室等が廊下の端部に面して設けられていることをいうほか、第5-3図の例に示すように、階段室等が廊下の端部に接する住戸等（ここでは住戸Aを指す。）の主たる出入口に面していることを指すものであること。これは、廊下の端部に位置する住戸等に隣接する住戸等（ここでは住戸Bを指す。）が火災になっても、住戸Aの居住者が階段Aを使って避難できるようにするため、Wは廊下の端部に位置する住戸等（ここでは住戸Aを指す。）の幅以下とするものであること。

(二方向避難型の廊下型特定共同住宅等として認められる例)



住戸Bが火災になった場合、住戸Aの居住者が階段Aを使って避難することができるため、二方向避難型の廊下型特定共同住宅等に該当する。

(二方向避難型の廊下型特定共同住宅等として認められない例)



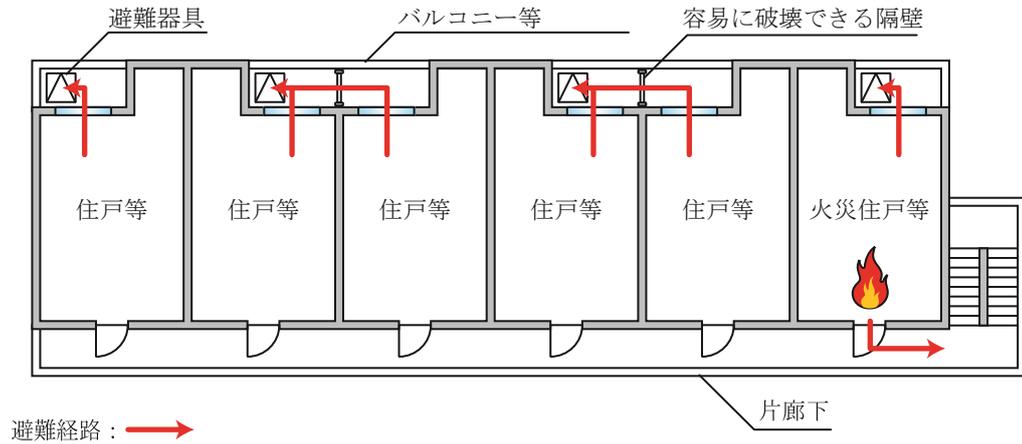
住戸Bが火災になった場合、住戸Aの居住者が階段Aを使って避難することができないため、二方向避難型の廊下型特定共同住宅等に該当しない。

第5-3図

(4) バルコニー等

構造類型告示第3第2号(2)に規定する「バルコニーその他これらに類するものが避難上有効に設けられている」とは、(2)(ウを除く。)を準用するほか、バルコニー等から他の住戸等のバルコニー等又は当該住戸等のバルコニー等に設置されている避難器具により避難階まで安全に避難できるものであること。(第5-4図参照)

(住戸等のバルコニー等に設けられた避難器具により、避難階まで安全に避難できるものの例)

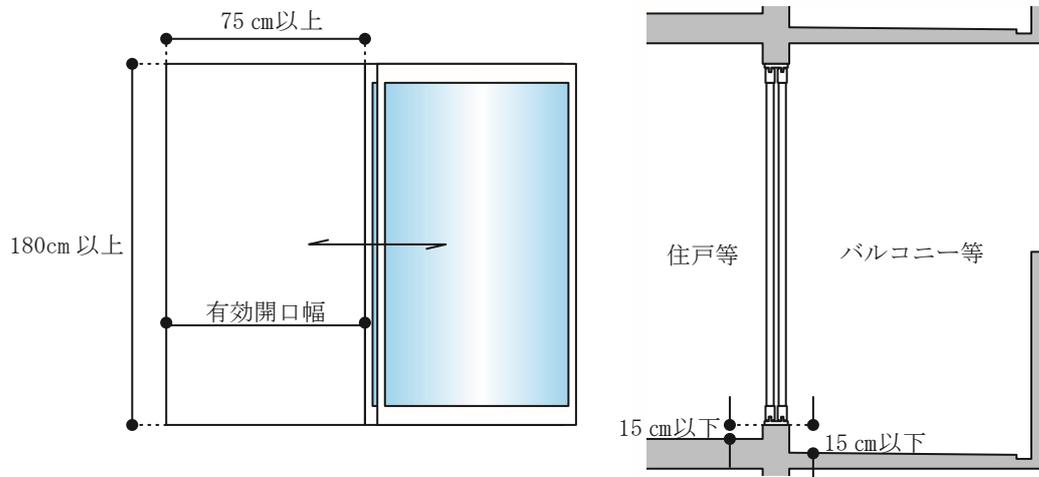


第5-4図

(5) 避難上有効な開口部

避難上有効な開口部は、構造類型告示第3第2号(3)の規定によるほか、次によること。

- ア 床面から開口部下端までの高さは、住戸等側及びバルコニー等側のいずれからでも15 cm以内である必要があるものであること。(第5-5図参照)
- イ 開口部に鍵付き開口制限ストッパーその他住戸等側から容易に避難することを妨げる機構の鍵を設けた場合は、避難上有効な開口部として認められないものであること。
ただし、サムターン錠、クレセント錠等の避難の際、鍵を用いることなく容易に開錠できる構造の扉にあっては、この限りでない。



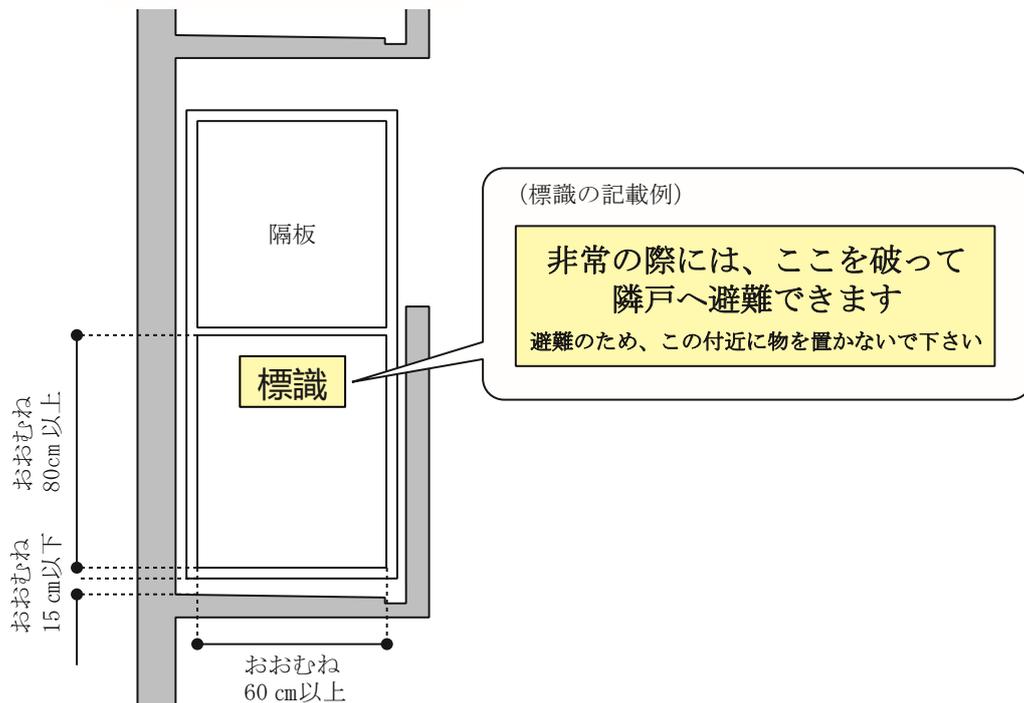
第5-5図

(6) 隔板等

隔板等は、構造類型告示第3第2号(4)に規定するほか、次によること。

- ア 隔壁等の大きさは、おおむね幅 60 cm以上、高さ 80 cm以上、下端の床面からの高さは 15 cm以下とすること。(第5-6図参照)
- イ 隔壁等の材質は、難燃材料とし、容易に破壊できるものであること。
- ウ 構造類型告示第3第2号(4)に規定する表示は、当該隔壁等の地色と文字の色が相互に対比色となる配色とし、文字が明確に読みとれるものとし、気候等の環境変化により容易に劣化、変色、退色、変形等が生じないものであること。▲

(バルコニー等に設置する隔壁等の例)



隔板等は、容易に開放し、除去し、又は破壊することができ、かつ、当該隔板等に次の事項が表示されていること。

- 当該バルコニー等が避難経路として使用される旨
- 当該隔板等を開放し、除去し、又は破壊する方法
- 当該隔板等の近傍に避難上支障となる物品を置くことを禁ずる旨

第5-6図

(7) 避難器具

構造類型告示第3第2号(5)に規定する「避難器具(避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしご、救助袋等の避難器具に限る。)」をバルコニー等に設置する場合は、次によること。

- ア 立てかけはしご、つり下げはしご、緩降機、すべり棒、避難ロープその他避難器具用ハッチに格納された避難器具以外の避難器具は、構造類型告示第3第2号(5)に規定する避難器具として用いることができないものであること。
- イ 避難器具は、政令第25条に定める技術上の基準の例により設置すること。

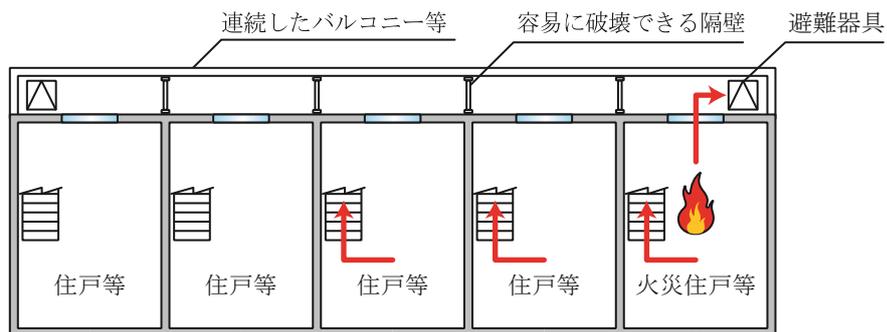
(8) 避難経路

構造類型告示第3第1号及び第2号(5)に規定する「避難経路」は、次によること。

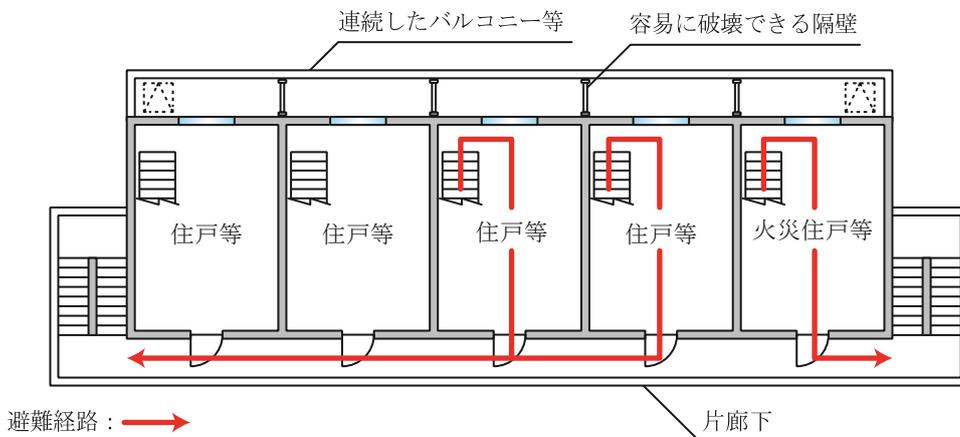
ア 避難階に存し、就寝を伴わず浴室が組み込まれていない共用室又は管理人室については、構造類型告示第3第1号に規定する「2以上の異なった避難経路」の検証を行う必要はないこと。

イ メゾネット型住戸等（就寝を伴わず浴室が組み込まれていないものを除く。）についても各階ごとに2以上の避難経路を確保する必要があること。この場合において、メゾネット型住戸等の主たる出入口が共用部分に面して設けられた階以外の階にあっては、室内に設けられた階段等を避難経路の一部とすることができるものであること。（第5-7図参照）

(メゾネット型住戸等の上階)



(メゾネット型住戸等の下階)



第5-7図

ウ 避難上有効なバルコニー及びバルコニー等を経由する避難経路には、同一階において火災住戸等に隣接する住戸等内を経由するものは含まないものであること。

エ 構造類型告示第3第1号及び第2号(5)に規定する「避難経路」には、次のアからオまでに定める部分については、含まれないものであること。（第5-8図参照）

(7) 火災住戸等

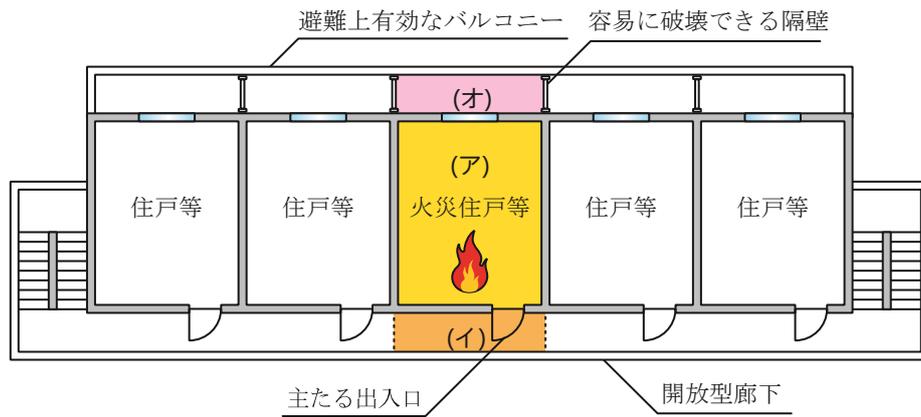
(イ) 開放型廊下の火災住戸等の主たる出入口が面する火災住戸等の幅員に相当する部分

(ロ) 開放型廊下以外の廊下の階段室等の出入口から一の住戸等の幅員に相当する部分以外の部分

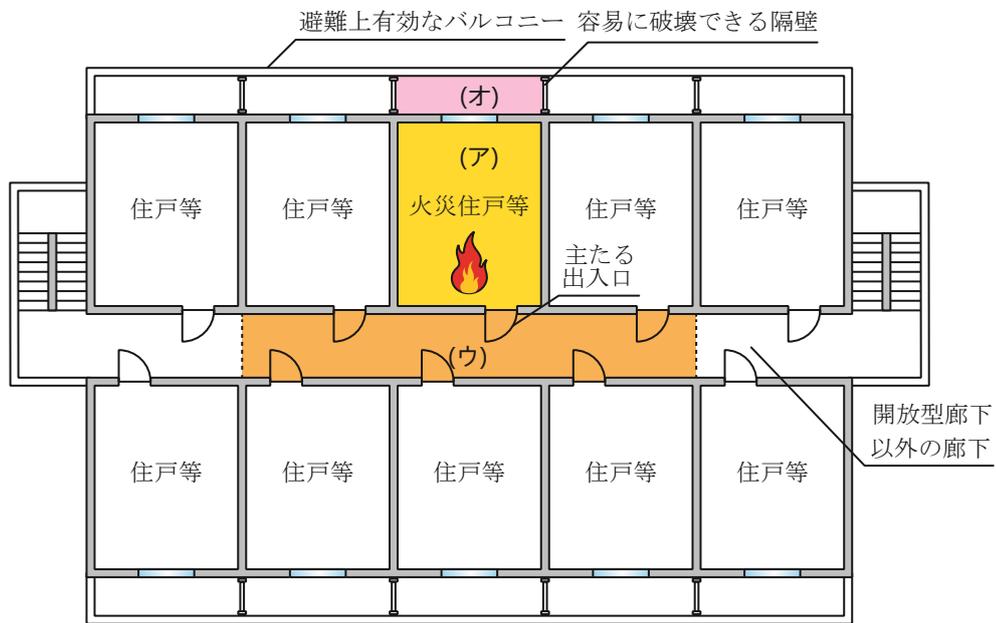
(ハ) 階段室型の特定共同住宅等に存する火災住戸等の主たる出入口が面する階段室等

(ニ) 火災住戸等のバルコニー等

(開放型廊下の例)



(開放型廊下以外の廊下の例)



(階段室型の例)

